

岡山県職員措置請求書

平成28年 4月20日

請求人 住所 岡山市北区奥田1丁目11番20号
名称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま
代表者代表幹事 光成卓明

岡山県監査委員 殿

第1 岡山県知事に対する措置請求の要旨

岡山県知事が、平成26年度に岡山県議会の各議員に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表（合算分）の「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して岡山県に返還するよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

I 政務活動費の性質と支出の査定

1 岡山県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて各県議会議員に交付される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第2条第1項で政務活動費が「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（「政務活動」）に要する経

費に対して交付する」ものであること、第2条第2項で「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができる」こと（別表では、第2条第1項所定の10種類の使途費目につき、各費目で支出できる経費の種類を定めている）、第8条第1項で「議員は、政務活動費に係る収支報告書を翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない」こと、同条第3項で「1件あたりの支出金額が1万円を超える政務活動費の支出については、収支報告書に領収書等の写しを添付しなければならない」旨、第10条で知事は、「議員がその年度に交付を受けた政務活動費の総額から、議員が「その年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある場合」は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができることを、それぞれ定めている。

従って、岡山県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「岡山県議会の議員の調査研究に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、第2条別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、議員の「政務活動」にかかる支出（「県議会議員の調査研究に資するために必要な経費」として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の

- 政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率 50%で認めるべきである。

3 その他の一般的支出基準

次の各項の1つに該当する支出は、経費の種類を問わず、適法と認められない。

- i 違う年度にした支出。
- ii 領収書のないもの。
- iii 領収書に月日、もしくは年の記載がなく、推定もできないもの。
- iv 領収書記載の領収日付が実際の支払日と違うもの。
- v 領収書に品目の記載が無いか、不十分で、推定もできないもの。
- vi 領収書と報告内容または添付されている成果物とが一致しないもの。
- vii 領収書の記載が真実と異なると判断されるもの。
- viii 領収書の品目に認められるものと認められないものが混在し、内訳が不明なもの。
- ix 領収書の発行者が不明なもの。
- x 議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人に対する支出。

但し、

- ア 平成 26 年度分会派会費の精算のために平成 27 年 4 月になされた会派会費の支出については、4 月以降に支出をするべきやむをえない事由が有るものとして、上記一般的基準 i の例外とする。
- イ 次年度 4 月分の賃料を当年度 3 月に支払う、前年度 3 月分の賃料を当年度 4 月に支払うなど、実質的に年度内の活動に関する支払と認められるものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。
- ウ 継続している購読料など、契約期間が年度をまたがっているものについては、支出が重複していない限り、上記一般的基準 i の例外とする。
- エ 領収書を欠き会派または議員個人の支払証明書で代用している支出については、他の資料により支出及び用途が事実と推認できるものに限り、上記一般的基準 ii の例外とする。

4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、請求人が、岡山県議会の各議員が平成 26 年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支出が認められるかどうかについて個別に査定した結果は、別紙査定表（1 万円超分）及び違法支出金額一覧表（1 万円以下分）記載のとおりである。

なお、

- i 岡山県議会においては、政務活動費の支出金額が 1 万円を超えるものについてのみ領収書類が開示されるので、支出金額が 1 万円超の支出については、開示された領収書類（一部不開示となった部分、及び、領収書類等の添付が不十分なものについては、各議員に任意に開示を求め、任意に開示されたものを含む）に基づいて査定を行った。
- ii 支出金額が 1 万円以下の支出については、各議員の支出費目ごとの「領収書が提出されていない支出の額」と、当該支出費目の一般的性格に基づき、査定を行った。

次項以下において、上記の判断にかかる一般的認定根拠を述べる。

II 支出額 1 万円超の支出の査定における費目別の認定基準

1 調査研究費

調査研究費は、「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）ならびに調査委託に要する経費」（「条例」2 条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会派会費、②旅費宿泊費、③自動車燃料代、④調査委託費、⑤講師料、⑥大学院授業料、⑦会議・研修参加費、⑧団体会費である。

「調査研究」が政務活動として適切であるためには、「岡山県議会の議員の調査研究に資するため必要な経費」という政務活動費の趣旨に照らして、「調査研究」の目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 会派会費

議員が所属する会派が、議員の政務活動費を財源として行う支出については、これを議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分すべきである。議員個人が政務活動費の支出として会派に支払う共通経費は、会派の支出が適法と認められる範囲でのみ適法と認められる。

会派の支出に適法なものと適法でないものが混在する場合には、議員個人の会派に対する支出は、会派の支出のうち政務活動費の支出として適法なものの割合により按分して適法と認められ、それを超える部分は適法

と認められない。

従って、会派がした支出の使途が領収書類等により明らかにされない場合、議員が会派に対し共通経費として支払った支出は、その現実の使途が不明であるから、適法な政務活動費の支出と認められない。

ii 旅費宿泊費

「調査研究」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「調査研究」そのものが「政務活動」として適切かどうか、②旅行費用が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「調査研究」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務活動として適切な「調査研究」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が適切でないと判断されるものは認められない。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50% で按分すべきである。

具体的には、

ア 調査研究の目的が記載されていないものは認められない。

イ 調査研究の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 外国への「親善・友好訪問」の費用は、現実に支出されているものの限りでは、記載されている目的が抽象的で、旅程・訪問先・具体的目的が不明なので認められない。

エ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

オ 領収書類が添付されておらず、会派や議員個人の支払証明書が代用されている支出は、①当該旅行を行ったことが他の資料により確認できるか、②領収書類を取得できない特段の理由が認められない限り、認められない。(この点につき、研修旅費及び会議旅費も同じ。)

iii 自動車燃料代

原則として按分率 50% で按分すべきである。自家用車を走らせるのには、政務活動目的のほか、「政務活動以外の政治活動目的」及び「私的活動目的」のものがあることが明らかだが、これらを区別してそれぞれの割合を明らかにすることは困難なので、50% が政務活動目的と推定する。

プリペイドカードの購入費は認められない。プリペイドカードは、自動車燃料以外の燃料を購入できるし、家族の自動車にも給油できるからである。

給油所の領収書が月・年単位で発行されていて、個々の購入の明細が不明なものも、同様の理由で認められない。

iv 調査委託費

「調査研究」の委託費用については、①当該「調査研究」そのものが政務活動として適切かどうか、②委託先が当該「調査研究」の実施者として適切かどうか、③委託費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務活動費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な委託業務内容がどのようなものか、②当該委託に基づき行われた業務がどのようなものか、③当該委託を受けたのが誰か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

v 講師料

講師に対する講師料・旅費等の支払については、①当該「講演」そのものが「調査研究」として適切かどうか、②講師が当該「講演」者として適切かどうか、③講師費用の額が調査の目的・効果と対比して適切かどうか、が問題である。これらが適切であれば委託費の支出は政務活動費の支出として適法と認められ、不適切であれば適法と認められない。

上記の判断をするには、①具体的な講演のテーマがどのようなものか、②講師がどのような人か、が判明することが必要である。

従って、上記のことを具体的に判断するに足る資料（領収書のみならず、上記判断を可能とする調査報告書等の資料を含む）が添付されていない場合、委託費用の支出は適法と認められない。

vi 大学院授業料

大学院における授業を受けることは、基本的に当該個人の資質の向上及び資格の取得を目的とする行為である。従って、大学院授業料は、原則として政務活動費として認められない。

vii その他

会議・研修参加費用、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

2 研修費

研修費は、「議員が行う研修会、後援会等の実施（共同開催を含む）に要する経費、及び、団体等が開催する研修会（視察を含む）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①研修参加料、②旅費宿泊費、

③団体会費、である。

この費目については、①当該「研修」等が政務活動として適切かどうか、②研修費用の金額が適切かどうか、③飲食を伴っているかどうか、が問題である。

研修などが政務活動として適切であるためには、「県政の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」という政務活動費の趣旨に照らして、研修などの目的がこの趣旨にかなっていて、かつその費用が目的、効果との関係で著しく高額ではないことが必要である。

i 研修などの参加費・受講料・資料費

ア その研修などが政務活動として適切と判断される場合には、会合の参加費、受講料、資料費の全額が適切と認められる。

イ 研修の名や実質的内容、開催団体の名や実質が不明なものは認められない。

ウ 飲食を伴う研修の費用、及び懇親会費は認められない。飲食を伴う会議、研修などの費用は政務活動費から支弁することに根本的になじまないし、懇親会は参加者の懇親のために行われる飲食の会であり、研修に必要なとは認められない。

飲食を伴う、もしくはそれと推定されるものは、飲食費部分が特定できるものはその部分を否認し、特定できないものは全部を否認する。

エ 参加費等を事前に払い込みしている場合、キャンセルが可能な研修については、当日の参加を証する資料（レジュメ、報告書、当日発行の領収書など）がなければ認められない。

オ 他の政治活動の目的が混在するもので、按分がなされていないものは、原則として按分率50%で按分する。

ii 旅費宿泊費

「研修」にかかる旅費宿泊費については、①当該旅行にかかる「研修」そのものが政務活動として適切かどうか、②旅行費用が研修の目的・効果と対比して適切かどうか、③個別の費用が「研修」目的と考えられるか、が問題である。

上記の判定の結果、旅行全体が政務活動として適切な「研修」であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。逆に、全部が適切でないと判断されるものは認められない。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率50%で按分する。

具体的には、

ア 研修等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 研修等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑

性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

iii 団体会費

団体会費は団体に所属するための費用である。団体に所属することは、本人の政治的・社会的信条または私的関心によるものと考えられ、県政に関する研修とは考えられないので、団体会費は政務活動の費用とは認められない。但し、当該団体が催す研修会などの会費は、iの基準に従って認められる。

3 広聴広報費

広聴広報費は、「議員が行う県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙等作成費用、②同配布費用、③HP作成・維持費用、④切手・ハガキ購入費用、⑤県政報告会開催費用、⑥パソコン修理代、⑦PCサポート料である。

県政報告などの経費は、本来、①「政務活動」すなわち「住民の意見を議会活動に反映させることを目的とする部分」と、②「政務活動以外の政治活動」すなわち上記以外の部分とを区別して、①の部分の経費だけを政務活動費から支出することを認めるべきである。しかし現実には、①②の両部分は県政報告中で混在していて、その割合を定めることは困難である。

そこで、県政報告などの経費については、①原則として按分率50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務活動と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。

i 広報紙等作成・配布費用

原則として按分率50%で按分する。但し、「送付用切手」の大量購入には問題があるので、項を改めて述べる。

広報紙の「企画・デザイン費」も原則として按分率50%で按分する。但し、印刷物等との関連が推定できない企画・デザイン費（印刷費の支出を伴わないものなど）は認められない。

封筒等印刷費は、

ア 目的が明示され、または他の費用の支出状況から推定できる（広報紙の印刷費、郵送代など）ものは、使用目的に応じて、全額または按分して認める。

イ 品名不明の印刷費・郵送代、その他の目的の推定が困難なものは、原則として広報紙の送料と推定し、按分率50%で按分する。

メールマガジン配信システム制作費は、メールマガジンの内容や、配信システム制作費の明細が確認できないものは、認められない。内容が確認できる場合、①原則として按分率 50%で按分すべきであり、②例外的にイ「全部が政務活動と考えられるもの」は全額認められ、ロ「全部が政務活動ではないと考えられるもの」は認められない。

また、過度に高額と判断されるものについては、適正額を超える部分は認められない。

ii HP 作成・維持費用

i に準じ、原則として按分率 50%で按分する。

iii 切手・ハガキ購入費用

使用目的が明示され、あるいは他の費用（広報紙の印刷費等）の支出状況から推定できる（広報紙の郵送代など）切手・ハガキ購入費は、当該使用目的に応じて、全額または按分して認められる。

ア 広報紙郵送用の切手代（もしくは料金別納郵送代）は按分率 50%で按分する。

イ ハガキの 100 枚以上の一括購入で政務活動目的との関連性が不明なものは認められない。ハガキは暑中見舞ハガキや年賀ハガキと交換できるので、流用が容易であるうえ、記載できる字数が少なく政務活動としての広報には本来不向きなはずだからである。

但し、県政報告用ハガキの購入費用で、当該県政報告の実物が資料として添付されている場合はこの限りでない。

ウ 52 円切手の一括購入は、私製ハガキ用のものと推定されるので、具体的用途が明示されない限り、認められない。

エ 暑中見舞ハガキ、年賀ハガキ、私製ハガキ、絵ハガキの購入は認められない。

オ 82 円切手の大量購入（30 日以内に 400 枚以上の購入）は、

① 使途が明示されず推定もできないものは認められない。

② 県政報告用と記載されていても、対応する印刷費等の支出がないものは認められない。

切手はいつでも使うことができるので、当面使わない切手を購入しておいて翌年度以降に使うことができ、これを認めれば当年度の経費の支弁に限定されている政務活動費を翌年度に繰り越すことを認めることになる。また切手は金券業者で容易に換金することができるので、その大量購入は実質上、目的の明示されない現金交付と同じことになる。またそもそも県政報告を郵送する場合、料金別納郵便を利用すれば、大幅に手数を節約できるし、配達先がまとまっていれば割引

を受けることができる。それなのにわざわざ郵送用の切手を大量に買うこと自体不合理であり、よからぬ魂胆があると考えざるをえない。

カ 少額（イ、ウ、オに達しない数量）の切手・ハガキ購入は、事務連絡用のものと推定し、按分率 50%で按分する。

iv 県政報告会開催費用（茶菓代含む）は、会議費の項で一括して述べる。

4 要請陳情等活動費

要請陳情等活動費は、「議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費」である（「条例」2条別表）。実際に現れる主な支出は、上京しての要請・陳情の旅費・宿泊費である。

この費目については、①当該「要請・陳情」等が政務活動として適切かどうか、②支出された旅費・宿泊費の金額が適切かどうか、が問題である。

要請・陳情にかかる旅費宿泊費については、①当該要請・陳情そのものが政務活動として適切であること、②支出された費用が適切であること、③個別の費用が「要請・陳情」目的と考えられこと、が必要である。

上記の判定の結果、旅行・宿泊の全体が政務活動として適切な「要請・陳情」に必要であると判断されるものについては、旅費宿泊費は全額認められる。全部が適切でないと判断されるものは全額認められない。旅費宿泊費の一部のみが適切と判断されるものは、その限度で認められる。政務活動と他の活動が混在すると認められるものは按分率 50%で按分する。

具体的には、

ア 要請・陳情等の目的が記載されていないものは認められない。

イ 要請・陳情等の目的の記載が抽象的なもの、事実と認められないもの、信憑性がないものは、認められない。

ウ 適切と認められる実費と比較して明らかに多額のものについては、多すぎる部分は認められない。

5 会議費

会議費は、「議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費、及び、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」である（「条例」2条別表）。実際に現れる主な支出は、大別すると、①会場使用料、②印刷費、③送料、④茶菓飲料代、⑤団体会費、⑥講師料である。

i 会場使用料

ア その会議などが政務活動として適切と判断される場合には、会場費の全額が適切なものと認められる。

イ 以下のものは認められない。

- ① 会場名が不明なもの。
- ② 会合の目的が不明なもの。
- ③ 過度に高額なもの。
- ④ 飲食を伴う研修にかかるもの。

ウ 会合そのものに政務活動と他の目的が混在していると判断される場合には、原則として按分率 50% で按分する。

エ いわゆる「県政報告会」は、「地域住民の県政に関する要望、意見を吸収する」意味を含むと理解されるが、他方、議員本人（もしくは所属する政党等）の宣伝や後援会活動の要素をも不可分に含んでいる。従って、いわゆる「県政報告会」の開催にかかる費用は、原則として按分率 50% で按分する。

ii 印刷費

会議資料の印刷費は、当該会議の資料とされたことが確認できることを前提に、当該会議が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で）認められる。

当該会議の資料とされたことが、印刷物の写し等により確認できないものは、認められない。

iii 送料

報告会等案内の切手代、郵送料は、会合の内容が確認できないものは、認められない。会合の内容が確認できる場合、会合が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で、）認められる。政務活動以外の目的と判断される場合には認められない。

iv 茶菓・飲料代

会議の茶菓代は、過度に高額でない限り、当該会議が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会議全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率 50% で）認められる。

高級菓子店や不相当に高額な（1 個 100 円、合計 5000 円を超える）ものは認められない。

v その他

講師料については「調査研修費」、団体会費については「研修費」の項目で一括して述べる。

6 資料作成費

資料作成費は、「議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①広報紙・広報資料作成費、②名刺代、である。

政務活動の経費と考えられるものは全額認められる。政務活動以外の政治活動と考えられるものは認められない。区別が困難なものは按分率50%で按分する。

- i 広報紙・広報資料作成費については、「広報費」の項目で一括して述べる。

会議用の資料作成費は、資料内容が確認できないものは認められない。資料の内容が、政務活動のためのもので適切と認められる度合いに応じて（全体が政務活動と認められるものについては全額、他の目的が混在するものについては原則として按分率50%で、）認められる。政務活動以外の目的と判断される場合には認められない。

紀要論文作成費は、大学院授業の関連費用なので、認められない。

- ii 名刺印刷費は認められない。名刺は初対面の人に交付するものであり、議員が「初対面の人に名刺を交付する」行為に県政の調査研究の要素が含まれるとは考えられない。

7 資料購入費

資料購入費は、「議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①書籍購入費（CD代、情報サービス料含む）、②新聞・雑誌購読料、③団体会費、である。

この費目については、議員が購入している書籍、新聞、雑誌のそれぞれが、「調査研究活動のために必要な図書、資料等」にあたるかどうか問題である。CD代・情報サービス料は、書籍・雑誌購入費に準じて判断する。

- i 書籍購入費

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。

ア 上記に該当しないと考えられる一般図書は認められない。

イ 書籍名の記載されていない支出は認められない。

ウ 専ら個人の趣味的関心に属すると認められるものは認められない。

エ 住宅地図は認められない。住宅地図の主たる用途は戸別訪問にあり、選挙対策その他の「政務活動以外の政治活動」の用に供することが主な目的と判断される。

- ii 新聞・雑誌購読料

ア 一般的商業紙

会派控室用の一般商業紙は按分率 50%で按分すべきである。

自宅用、事務所用のものは認められない。(一般に、新聞は議員でなくともふつう購読する。)

イ 業界紙・情報紙

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と判断されるものは認められる。それ以外のもの(地方自治体が購入する際に<需要費>ではなく<交際費>から支出する種類のもの)は認められない。

ウ 運動誌、政党誌、団体誌

議員自身が所属し、または支援を受ける政党・団体等の発行する新聞等の購入費用は認められない。運動、政党、団体への関与は、議員個人の政治的社会的信条または私的関心に基づくもので、政務活動とは認められない。

なお、議員の「反対党」と認められる団体の機関誌などの購入費用は「反対派の政策の研究」として認めるが、「赤旗日曜版」「聖教新聞」は一般紙と変わらないので「反対派」の購入でも認められない。

エ 雑誌

県政に関する調査研究に必要な専門的知識を得るため有益と考えられるものは認められる。一般的な商業週刊誌は、特に県政の調査研究に資する記事が掲載されていることが明らかでない限り、認められない。

オ 購読料として、実際に要する額を超える金額を支出している場合、購読料以外の支出は実質カンパと推定されるので、超過部分は認められない。

iii 団体会費は「研修費」の項で一括して述べる。

8 事務所費

事務所費は、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」(「条例」2条別表)である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務所(駐車場含む)賃料、②事務所光熱水費、である。

この費目については、①事務所がどの程度政務活動に用いられ、どの程度「それ以外の政治活動」に用いられているのか、が問題になる。両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。②また、自己・家族またはこれと同視できる者に対する支払であるかどうかは問題である。

i 事務所賃料

原則として按分率 50%で按分する。但し、

ア 物件が特定できないものは認められない。賃料額が適切かどうか判定できないからである。

イ 「議員本人、これと住所を同じくする個人または法人、もしくはそれらと実質的に同視しうる個人または法人」に対する支出は認められない。

ウ 支出先を特定できないものは認められない。イに該当する者かどうか判定できないからである。

ii 事務所用光熱水費

自宅から独立した事務所については按分率 50%、自宅兼用の事務所については按分率 25%で按分する。

9 事務費

事務費は、「議員が行う事務の遂行に要する経費」（「条例」2条別表）である。実際に現れる主な支出は、大別すると、①事務機器・備品購入費用、②同リース費用、③同維持保守費用、④電話・FAX・ネット接続料金、⑤事務用消耗品費、⑥広報紙・封筒等印刷費、⑦同送料、⑧切手・ハガキ購入費用、⑨インターネット接続管理費用、である。

この費目については、個々の事務費が政務活動にかかる経費か、「それ以外の政治活動」にかかる経費か、が問題になる。

両者を区別して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分すべきである。例外的に①「全部が政務活動と判断されるもの」は全額認められる。②「全部が政務活動ではないと判断されるもの」は認められない。

i 事務機器・備品購入費用

ア 原則として按分率 50%で按分する。

イ パソコン・ノートパソコン、プリンタ、パソコンソフト等の購入費、パソコン類のバージョンアップ費用は 1 人 1 任期 1 回に限り按分率 50%で按分する。

データ復旧費・データ回収料は、按分率 50%で按分する。

ウ デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、シュレッダー、印刷機、椅子などの事務用耐久消費財等、耐用年数が長い物品については、原則として按分率 50%で按分し、品ごとの耐用年数に応じて複数回購入を認める限度を定める。

エ マイク、アンプ、大型メガホンなどの音響機材購入費は、報告会等の内容と機材借り上げの必要性が確認できないものは、認められない。必要性が確認できるものについては、当該会合が政務活動として適切と認められる度合いに応じて（会合全体が政務活動と認められるものについては全額、

他の目的が混在するものについては原則として按分率 50%で) 按分する。

ii リース料 (コピー機・印刷機・パソコン等)

原則として按分率 50%で按分する。

但し、物品価格・サービス内容と対比して過度に高額な (パソコンなど) リース料は認められない。従って、高額なリース料は、物品・サービス内容が判明しない限り認められない。

iii コピー機等維持保守費用

按分率 50%で按分する。

iv 電話・FAX・ネット接続料金、インターネット接続管理費用

会派控室、事務所 (事務所の固定電話については 2 台まで) については按分率 50%で按分する。

自宅の固定電話、携帯電話については按分率 3 分の 1 (私用、政務活動、それ以外の政治活動各 3 分の 1 の負担率と推定する) で按分する。

自宅の 2 台目以降の電話の料金は認められない。

v 事務用消耗品費 (紙、封筒、インク、コピー用紙、ラベル等)

按分率 50%で按分する。

vi パソコン設定費用

パソコン本体の購入または移転と同時に行われる場合、1 人 1 任期 1 回に限り、按分率 50%で認める。

vii その他

ア 広報紙・封筒等印刷費、同郵送料、切手・ハガキ購入費用については、広報費の項で一括して述べる。

イ 名刺印刷費については、資料作成費の項で一括して述べる。

ウ 県政報告会開催にかかる費用については、会議費の項で一括して述べる。

10 人件費

人件費は、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」(「条例」2 条別表) である。実際に現れる主な支出は、職員及びアルバイト職員に対する賃金給与、及びそれにかかる労働保険料である。

この費目については、個々の職員の業務が政務活動か、「それ以外の政治活動」かが問題になる。

- i 職員ごとにその業務を政務活動と「それ以外の政治活動」に区分して割合を定めることは困難なので、原則として按分率 50%で按分する。例外的に、①「資料に基づき、全部が政務活動と判断されるもの」は全額認められる。②「資料に基づき、全部が政務活動ではないと考えられるもの」

は認められない。

- ii 「議員本人と住所を同じくする者、もしくはそれらと実質的に同視する者」に対する支出は認められない。
- iii 「議員本人、これと住所を同じくする法人、もしくはそれらと実質的に同視する法人」に対する、人件費負担金の支出は認められない。
- iv 住所氏名を特定できない者に対する支出は認められない。iiに該当するかどうかは判定できないからである。
- v 労働保険料のうち、本人からの雇用保険料預かり金部分を含め計上しているものは、その限度で否認する。本人からの預かり金は、議員の「支出」ではないので、これについて政務活動費からの支出を認めると二重取得になるからである。

III 支出額1万円以下の支出の査定

1 費目別の認定

本項で対象とする支出はいずれも、各議員が、1件あたりの支出金額が1万円以下であるものとして、収支報告書に領収書等を添付しなかったものである。以下、支出の費目ごとに違法の理由を述べる。

i 調査研究費

ア 会費、懇談会費

一口の支出額1万円以下の会費・懇談会費等が、研修費・会議費を合わせて10万円を超えるような場合、これらは、①飲食を伴う会合等の参加費用、②町内会等に対する会費名下の寄付（いわゆる「花代」）、③私的に加入している団体の会費、と推定される。これらを政務活動費として支出することは違法である。

イ ガソリン代・燃料代

ガソリン代・燃料代の1回の支出が1万円以下であることはむしろ通常であるが、その総額が20万円を超えるような場合は、①按分支出がなされていないか、②政務活動以外に使用される（例えば家族の使用する）自動車の燃料代が含まれていると推定される。

ウ 交通費・宿泊費・「視察経費」

出張旅費、燃料代、タクシー代等の区別をせずに、多額（数十万円規模）の「1万円以下」支出として報告される例が多数にのぼる。また、「交通費」の支出が調査研究費、研修費、要請陳情等活動費、会議費等の複数の科目に分散する議員も少なくない。視察・研修・陳情のための交通費・宿泊費の支出がなされたのであれば、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされているとも考えがたく、③

報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

エ 細目外・細目不明の調査研究費

この形態の支出が数十万円にのぼる場合、ア～ウ同様の理由で、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされていると考えがたく、③飲食を伴う会合等の参加費用や私的に加入する団体等の会費が含まれている蓋然性が高いので、違法である。

ii 研修費

ア 参加費、会費

研修費中の参加費、会費等は1万円を超えることが通常であり、iア同様に、①飲食を伴う会合等の参加費用、②町内会等に対する会費名下の寄付(いわゆる「花代」、③私的に加入している団体の会費、と推定される。これらを政務活動費として支出することは違法である。

イ 交通・宿泊費

研修費中の交通・宿泊費は、研修参加に要する交通費であり、県内で行われる研修の場合にはごく少額であるが、県外で開催されるものについては1万円を超えることが通常である。iウと同様に、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②燃料代の按分支出がされているとも考えがたく、③報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

ウ 食糧費

「食糧費」(主に研修費・会議費・調査研究費中で計上されている)は、少額であれば会議の茶菓代と解されるが、総額が数万円にのぼる場合、飲食を伴う会合の費用と推定される。

エ 細内訳なし、または細内訳外

iエ同様の理由で違法である。

iii 広聴広報費

広聴広報費支出の大半を占めるのは、広報紙の印刷配布費用なので、1回の支出額が1万円を超えるものが大半である。支出総額が数万円を超えるような場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたいし、名目外の支出がなされていることも疑われる。

iv 要請陳情等活動費

要請・陳情等に支出される費用(主として交通費)は、視察費用や研修費と同様、1回の支出額が1万円を超えることが通常である。iウ、iiイと同様に、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

v 会議費

ア 消耗品費・印刷費

会議費中の「消耗品費」は、通常、茶菓代か配付資料の印刷費である。しかし、これらの1万円以下の支出が、資料作成費・広聴広報費とあわせて10万円を超えるような場合には、茶菓代とは考えられないし、印刷費用であれば1回の支出が1万円以下とは考えられない。

イ 交通・宿泊費

会議のための交通・宿泊費が数万円を超えるような場合、iウ、iiイ、ivと同様の理由で、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

ウ 細内訳外・「会議費」・「会費」・細内訳なし

会議費の「1万円以下」支出総額が、調査研究費・研修費を合わせて10万円を超えるような場合、ア、イ同様の理由で、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②「花代」や飲食代金が含まれる疑いや、報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

vi 資料作成費

資料作成費は主として資料の印刷費用である。1万円以下の支出総額が、広聴広報費・会議費等の中の印刷経費とあわせて10万円を超えるような場合、①1万円を超える支出が含まれていないとは考えがたく、②報告内容に虚偽が含まれる疑いも強い。

vii 資料購入費

1万円以下の書籍購入費用が10万円を超えている場合、正常ではなく、①政務活動以外のものが混入しているか、②報告内容に虚偽が含まれていると推定される。

viii 事務所費（光熱水費）

事務所の光熱水費の1万円以下の支出総額が20万円を超えている場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることが疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

ix 事務費

ア 備品・事務用品費

1万円以下の備品・事務用品費の総支出額が（細内訳外の金額を含めて）20万円を超えている場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出が適正になされているかどうかきわめて疑わしい。

イ 通信費

1万円以下の通信費用の支出額が（細内訳外の金額を含めて）総額20万円を超え、あるいは1万円以下の携帯電話料の総支出額が月あたり1万

円を超えている場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出が適正になされているかどうかきわめて疑わしい。

x 人件費

賃金・給与は通常、1月分まとめて支払われるから、アルバイトであっても1回の支払額が1万円以下となる場合は少なく、その総額は大きな額にはならない。1万円以下の人件費の支払いが10万円を超える場合、1万円を超える支出が含まれないとは考えがたく、名目外の支出がなされていることも疑われ、かつ按分支出がなされているかどうかきわめて疑わしい。

- 2 1万円以下支出の一部を違法と査定した28名の議員の中には、政務活動費の支出総額に占める「1万円以下の支出」の率が異常に高い者がある。「1万円支出率」の全議員平均値は19.3%、28名中26名の議員が所属する自由民主党岡山県議団の平均値は21.5%（平成25年度には27.3%）であるが、これが50%を超える議員が3名（小野議員77.2%、渡辺英気議員67.7%、池本議員57.3%）、40%を超える議員が2名（戸室議員46.6%、内山議員44.3%）ある。（小野、渡辺両議員は、平成21年度から26年度まで毎年度「1万円以下率」が50%を超えている。）

このようなことは常識上ありえないことであり、政務活動費の支出の多くの部分について、本来提出しなければならない領収書を「支出額1万円以下」と偽って提出せずにすませている蓋然性も高い。このようなことが許容されているのは、制度の根幹が揺らぐことになる。

- 3 岡山県監査委員は従前、請求人の申立にもかかわらず「1万円以下支出」分についての監査を実質的に全く行ってこなかったが、岡山地方裁判所は、平成26年2月24日、平成22年度岡山県議会政務活動費中の「1万円以下」支出部分にかかる住民訴訟において、18人の議員・元議員に対して、同年度分の政務活動費にかかる会計帳簿と、「1万円以下」分支出の領収書を提出するよう命ずる文書提出命令を発し、最高裁で確定した。

県監査委員におかれても、自らの重い職責を十分に自覚され、岡山地裁の判断にならって実質のある監査を遂げられることを強く要望する。

IV 岡山県議会の平成26年度政務活動費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各議員が平成26年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙違法支出金額一覧表（合算分）の「違法支出額」欄記載の各金額の

支出は、「条例」第2条第2項に違反しているので、違法である。

- 2 「条例」第2条第2項は、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする」と定め、同第9条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる会費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と定めている。

この知事の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該議員がその年度において行った政務活動による支出（「条例」第2条に規定する政務活動費を充てることができる範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に対応することになる。

- 3 しかるに、1記載の違法支出金額は「条例」第2条に規定する政務活動費を充てることができる範囲に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第9条にいう「残余」にあたる。
- 4 よって、岡山県知事が岡山県議会の各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に対応するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

第3 添付書類

- 1 証拠書類各写 各 1 通

違法支出金額一覧表(合算分)

平成26年度岡山県議会政務活動費
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

議員名	違法支出額 (合算)(円)
小林孝一郎	2,795,302
市村仁	3,989,529
上田勝義	3,414,880
小林義明	2,698,094
中塚周一	1,895,885
江本公一	3,520,454
青野高陽	3,355,091
太田正孝	3,008,671
池本敏朗	3,140,365
小林健伸	3,666,080
渡辺吉幸	3,188,085
浅野寛	2,667,450
小倉弘行	3,175,642
加藤浩久	3,747,375
遠藤康洋	3,240,000
蜂谷弘美	3,146,400
神宝謙一	3,785,956
西岡聖貴	3,587,051
波多洋治	4,040,354
久徳大輔	3,825,094
高橋戒隆	3,896,303
蓮岡靖之	3,057,204
佐藤真治	2,680,606
井元乾一郎	1,224,965
伊藤文夫	2,594,008
岸本清美	3,871,499
小田圭一	3,825,593
渡辺英気	3,893,416
内山登	2,754,688
小野泰弘	1,637,348
河本勉	2,878,733
岡崎豊	3,520,533
小田春人	3,491,806
古山泰生	3,397,191
天野学	1,071,000
千田博通	3,509,056
戸室敦雄	3,745,900
合計	116,937,607

【民主・県民クラブ】

議員名	違法支出額(円)
中川雅子	2,947,437
三宅和広	3,673,708
木口京子	3,773,048
原田唯良	1,456,482
柳田哲	1,320,765
高原俊彦	2,743,328
三原誠介	3,024,577
合計	18,939,345

【公明党岡山県議団】

議員名	違法支出額(円)
笹井茂智	618,123
増川英一	511,380
山田総一郎	403,542
景山貢明	839,305
高橋英士	428,202
合計	2,800,552

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	違法支出額(円)
氏平三穂子	669,395
森脇久紀	911,214
合計	1,580,609

【県民・緑】

議員名	違法支出額(円)
住吉良久	2,156,814
合計	2,156,814

【無所属】

議員名	違法支出額(円)
若井たつこ	3,055,797
佐古信五	905,520
合計	3,961,317
総計	146,376,244

違法支出金額一覧表(1万円以下分)
平成26年度分政務活動費

議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
1 小林孝一郎	調査研究費	交通費(内金)	155,629
		細内訳外	98,587
	事務費	文書通信費(内金)	108,312
		物品購入費(内金)	105,892
		細内訳外(内金)	67,858
小林孝一郎 合計		536,278	
2 市村 仁	調査研究費	交通費	134,942
		会費	54,000
	事務費		245,944
市村 仁 合計		434,886	
3 上田勝義	調査研究費	ガソリン代	185,788
		細内訳外	60,200
	広報広聴費	細内訳外(内金)	102,700
上田勝義 合計		348,688	
4 小林義明	調査研究費	ガソリン代	248,358
		細内訳外(内金)	99,369
	事務費	固定電話通話料(内金)	92,309
		細内訳外(内金)	129,473
小林義明 合計		569,509	
5 中塚周一	会議費	会費	35,000
中塚周一 合計		35,000	
6 江本公一	調査研究費	交通費	139,239
	会議費	会議参加費	43,000
	事務費	備品消耗品購入費(内金)	278,737
	江本公一 合計		460,976
7 青野高陽	調査研究費	交通費	387,658
	会議費(内金)		51,874
	事務所費	光熱水費	338,399
	事務費(内金)		143,818
	青野高陽 合計		921,749
8 池本敏明	人件費		1,628,400
池本敏明 合計		1,628,400	
9 渡辺吉幸	調査研究費	調査研究費(内金)	59,480
	事務費	電話・コピー機リース料	237,850
	渡辺吉幸 合計		297,330
10 浅野 實	調査研究費(内金)		110,650
	事務費		287,434
	浅野 實 合計		398,084
11 小倉弘行	事務費	通信費(内金)	142,465
小倉弘行 合計		142,465	
12 加藤浩久	事務費(内金)		150,220
加藤浩久 合計		150,220	
13 蜂谷弘美	広聴広報費		324,000
蜂谷弘美 合計		324,000	
14 波多洋治	調査研究費	会費(内金)	53,000
		ガソリン代	168,685
	事務所費		395,941
	事務費	文具消耗品	268,712
	波多洋治 合計		886,338
15 久徳大輔	調査研究費	会費・懇談会費	265,637
		交通・宿泊費(内金)	128,808
	研修費		166,787
	会議費(内金)		320,793
	事務所費	通信・光熱水費(内金)	158,842
	事務費	通信・郵送費(内金)	116,144
		事務用品・消耗品購入費	38,519
	久徳大輔 合計		1,195,530
16 蓮岡靖之	事務費(内金)		311,361
蓮岡靖之 合計		311,361	
17 佐藤真治	調査研究費	会費	176,798
	ガソリン代	65,320	

議員名	収支報告書科目	備考欄の費目	違法支出額(円)
佐藤真治 合計			242,118
18 小田圭一	調査研究費	会費	122,050
		「その他」(内金)	205,400
	研修費		37,000
小田圭一 合計			364,450
19 渡辺英気	調査研究費	調査研究費(内金)	26,195
	研修費		247,000
	広聴広報費		264,600
	要請陳情活動費		68,080
	会議費		148,184
	資料作成費		586,035
	事務所費	光熱費等	207,463
	事務費		990,404
渡辺英気 合計			2,537,961
20 内山 登	調査研究費	会費	23,600
		ガソリン・交通費(内金)	443,737
	会議費		54,811
	事務費(内金)		472,604
内山 登 合計			994,752
21 小野泰弘	調査研究費(内金)		380,062
	会議費		225,809
	事務費		339,477
	人件費		332,000
小野泰弘 合計			1,277,348
22 河本 勉	調査研究費	ガソリン代	237,000
河本 勉 合計			237,000
23 岡崎 豊	会議費(内金)		249,600
岡崎 豊 合計			249,600
24 小田春人	資料購入費(内金)		652,454
小田春人 合計			652,454
25 千田博通	調査研究費(内金)		304,885
	研修費	会費	80,000
	会議費		265,144
	事務所費		205,659
	事務費(内金)		413,114
千田博通 合計			1,268,802
26 戸室敦雄	調査研究費(内金)		386,480
	研修費		276,900
	広聴広報費		350,800
	要請陳情活動費		100,500
	会議費		248,700
	資料作成費		99,600
	資料購入費	図書購入費	121,600
戸室敦雄 合計			1,584,580
27 木口京子	調査研究費(内金)		111,719
	研修費(内金)		145,044
	会議費(内金)		55,510
木口京子 合計			312,273
28 三原誠介	調査研究費(内金)		225,594
	研修費		65,500
	事務費(内金)		270,587
三原誠介 合計			561,681
総 計			18,923,833

1万円以下支出率一覧表
 平成26年度岡山県議会政務活動費
 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
小林孝一郎	4,188,711	2,900,995	1,287,716	30.7%
市村仁	4,193,415	3,606,913	586,502	14.0%
上田勝義	4,069,045	3,317,940	751,105	18.5%
小林義明	3,813,559	2,974,873	838,686	22.0%
中塚周一	2,726,649	2,290,974	435,675	16.0%
江本公一	4,174,480	3,183,240	991,240	23.7%
青野高陽	3,900,702	2,853,342	1,047,360	26.9%
太田正孝	4,200,000	3,659,700	540,300	12.9%
池本敏朗	3,718,296	1,587,128	2,131,168	57.3%
小林健伸	4,200,000	4,000,988	199,012	4.7%
渡辺吉幸	4,092,776	3,446,237	646,539	15.8%
浅野實	2,910,435	2,301,766	608,669	20.9%
小倉弘行	4,200,000	3,780,466	419,534	10.0%
加藤浩久	4,194,022	3,918,538	275,484	6.6%
遠藤康洋	3,711,920	3,251,435	460,485	12.4%
蜂谷弘美	3,990,949	3,668,442	322,507	8.1%
神宝謙一	3,990,911	3,785,956	204,955	5.1%
西岡聖貴	4,066,128	3,779,003	287,125	7.1%
波多洋治	4,200,000	3,154,016	1,045,984	24.9%
久徳大輔	4,200,000	2,777,428	1,422,572	33.9%
高橋戒隆	4,087,787	3,969,689	118,098	2.9%
蓮岡靖之	4,190,919	3,288,539	902,380	21.5%
佐藤真治	3,599,829	2,868,590	731,239	20.3%
井元乾一郎	1,228,465	1,224,965	3,500	0.3%
伊藤文夫	3,058,666	2,685,727	372,939	12.2%
岸本清美	4,171,410	3,876,638	294,772	7.1%
小田圭一	4,200,000	3,515,471	684,529	16.3%
渡辺英気	4,200,000	1,355,455	2,844,545	67.7%
内山登	3,350,800	1,864,883	1,485,917	44.3%
小野泰弘	2,103,874	480,000	1,623,874	77.2%
河本勉	3,256,881	2,641,733	615,148	18.9%
岡崎豊	3,908,825	3,399,582	509,243	13.0%
小田春人	4,068,909	3,070,719	998,190	24.5%
古山泰生	4,167,702	3,845,204	322,498	7.7%
天野学	2,247,230	1,809,408	437,822	19.5%
千田博通	3,868,387	2,470,630	1,397,757	36.1%
戸室敦雄	4,134,200	2,206,620	1,927,580	46.6%
合計	138,585,882	108,813,233	29,772,649	21.5%

【民主・県民クラブ】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
中川雅子	4,019,978	3,611,797	408,181	10.2%
三宅和広	4,200,000	3,768,886	431,114	10.3%
木口京子	4,187,067	3,650,337	536,730	12.8%
原田唯良	1,542,511	1,516,444	26,067	1.7%
柳田哲	1,551,880	1,394,465	157,415	10.1%
高原俊彦	3,216,993	2,877,963	339,030	10.5%
三原誠介	3,492,336	2,758,588	733,748	21.0%
合計	22,210,765	19,578,480	2,632,285	11.9%

【公明党岡山県議団】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
笹井茂智	2,298,941	1,923,532	375,409	16.3%
増川英一	1,666,051	1,377,718	288,333	17.3%
山田総一郎	1,835,151	1,268,754	566,397	30.9%
景山貢明	2,562,221	2,398,092	164,129	6.4%
高橋英士	1,915,051	1,469,602	445,449	23.3%
合計	10,277,415	8,437,698	1,839,717	17.9%

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
氏平三穂子	3,617,088	3,456,740	160,348	4.4%
森脇久紀	3,608,950	3,359,328	249,622	6.9%
合計	7,226,038	6,816,068	409,970	5.7%

【県民・緑】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
住吉良久	2,824,075	2,341,378	482,697	17.1%
合計	2,824,075	2,341,378	482,697	17.1%

【無所属】

議員名	政活費支出額 (全額) (円)	政活費支出額 (1万円超) (円)	政活費支出額 (1万円以下) (円)	1万円以下 支出率
若井たつこ	4,097,935	3,496,447	601,488	14.7%
佐古信五	1,263,535	977,823	285,712	22.6%
合計	5,361,470	4,474,270	887,200	16.5%
総計	186,485,645	150,461,127	36,024,518	19.3%

平成26年度政務活動費収支報告書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

【自由民主党岡山県議団】

単位:円

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広報広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 小林孝一郎	4,200,000	558,316	419,850	138,802	0	166,868	10,260	64,660	1,266,860	345,315	1,117,780	4,188,711	11,289
2 市村仁	4,200,000	548,942	0	1,453,705	0	25,000	2,958	94,928	881,938	245,944	940,000	4,193,415	6,585
3 上田勝義	4,200,000	605,988	0	1,510,036	0	0	0	419,878	396,474	116,669	1,020,000	4,069,045	130,955
4 小林義明	4,200,000	1,371,409	0	85,444	0	74,260	58,320	185,274	1,251,255	472,597	315,000	3,813,559	386,441
5 中塚周一	4,200,000	467,028	0	903,490	41,740	203,201	0	85,204	176,733	249,253	600,000	2,726,649	1,473,351
6 江本公一	4,200,000	518,739	7,000	369,144	0	126,365	0	215,748	996,542	560,942	1,380,000	4,174,480	25,520
7 青野高陽	4,200,000	747,658	0	0	0	130,074	293,760	115,094	1,178,399	264,799	1,170,928	3,900,702	299,298
8 木田正孝	4,200,000	373,500	0	2,050,336	0	112,210	12,744	73,560	406,298	255,752	915,600	4,200,000	0
9 池本敬朗	4,200,000	558,296	0	6,660	0	0	0	69,406	1,209,487	246,047	1,628,400	3,718,296	481,704
10 小林健伸	4,200,000	1,311,080	0	89,784	0	0	0	0	324,000	75,136	2,400,000	4,200,000	0
11 渡辺吉幸	4,200,000	571,131	17,550	1,967,319	44,990	15,900	756	275,620	345,391	323,079	531,040	4,092,776	107,224
12 遠野賢	4,200,000	470,650	3,000	1,024,586	0	41,785	30	142,194	50,756	287,434	890,000	2,910,435	1,289,565
13 小倉弘行	4,200,000	360,000	0	447,007	0	350,000	119,669	43,656	695,842	632,826	1,551,000	4,200,000	0
14 加藤浩久	4,200,000	416,750	2,000	123,826	237,980	4,000	0	132,280	960,000	1,117,186	1,200,000	4,194,022	5,978
15 遠藤康洋	4,200,000	576,719	0	0	0	0	2,165	99,342	131,878	21,816	2,880,000	3,711,920	488,080
16 峠谷弘美	4,200,000	931,830	3,890	324,000	17,372	9,300	2,150	235,158	696,000	151,249	1,620,000	3,990,949	209,051
17 神宝謙一	4,200,000	643,147	0	1,334,956	0	0	0	71,808	810,000	0	1,131,000	3,990,911	209,089
18 西岡聖貴	4,200,000	535,919	0	2,130,951	60,760	0	0	258,650	480,000	103,848	496,000	4,066,128	133,872
19 浜多洋治	4,200,000	581,685	75,000	928,186	0	71,000	521,640	109,356	395,941	392,192	1,125,000	4,200,000	0
20 久徳大輔	4,200,000	910,665	166,757	1,177,147	71,217	730,793	12,749	83,623	326,586	182,463	538,000	4,200,000	0
21 高橋成隆	4,200,000	440,989	0	575,942	0	0	391,608	111,348	960,000	257,900	1,350,000	4,087,787	112,213
22 蓮岡靖之	4,200,000	494,870	0	619,864	24	1,720	0	89,364	244,698	1,110,403	1,630,000	4,190,919	9,081
23 佐藤貞治	4,200,000	612,198	226,036	1,465,998	95,151	32,750	0	239,510	511,916	416,270	0	3,599,829	600,171
24 井元乾一郎	4,200,000	363,500	0	864,965	0	0	0	0	0	0	0	1,228,465	2,971,535
25 伊藤文夫	4,200,000	443,157	0	942,468	0	0	0	91,843	108,588	122,210	1,350,400	3,058,666	1,141,334
26 岸本清美	4,200,000	393,000	2,000	1,282,064	0	0	0	122,608	481,296	205,442	1,685,000	4,171,410	28,590
27 小田圭一	4,200,000	1,594,300	37,000	1,658,129	0	82,404	0	11,300	234,051	104,416	478,400	4,200,000	0
28 渡辺英気	4,200,000	555,750	247,000	264,600	68,080	148,184	586,035	124,936	507,463	990,404	707,548	4,200,000	0
29 内山登	4,200,000	965,917	0	197,503	0	54,811	0	229,321	189,806	617,842	1,095,600	3,350,800	849,200
30 小野泰弘	4,200,000	740,062	10,000	0	0	225,809	0	105,061	351,465	339,477	332,000	2,103,874	2,096,126
31 河本勉	4,200,000	597,000	0	2,318,533	0	50,000	0	143,348	0	148,000	0	3,256,881	943,119
32 岡崎豊	4,200,000	545,360	167,666	0	0	261,600	0	311,178	600,000	103,021	1,920,000	3,908,825	291,175
33 小田春人	4,200,000	366,000	0	71,980	0	93,310	0	897,689	970,896	229,034	1,440,000	4,068,909	131,091
34 古山泰生	4,200,000	602,761	0	2,584,348	0	0	0	206,431	195,648	128,514	450,000	4,167,702	32,298
35 天野学	4,200,000	553,072	0	0	0	0	0	198,591	674,568	109,999	711,000	2,247,230	1,952,770
36 千田博通	4,200,000	836,509	147,800	17,820	4,268	265,144	1,530	205,659	270,643	1,159,014	960,000	3,868,387	331,613
37 戸室敦雄	4,200,000	973,100	276,900	350,800	100,500	248,700	99,600	229,600	788,500	166,500	900,000	4,134,200	65,800
合計	155,400,000	24,236,997	1,809,449	29,280,393	742,058	3,525,188	2,115,974	6,093,216	20,069,918	12,252,993	38,459,696	138,585,882	16,814,118

【民主・県民クラブ】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広聴広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 中川雅子	4,200,000	672,577	33,589	1,636,375	0	0	0	114,612	567,626	143,449	851,750	4,019,978	180,022
2 三宅和広	4,200,000	860,324	0	1,165,051	0	133,800	4,500	125,862	978,257	82,206	850,000	4,200,000	0
3 木口京子	4,200,000	606,455	617,706	2,257,470	13,750	365,070	0	185,938	0	140,678	0	4,187,067	12,933
4 原田唯良	4,200,000	381,511	0	1,161,000	0	0	0	0	0	0	0	1,542,511	2,657,489
5 柳田哲	4,200,000	480,791	34,287	985,526	0	19,703	0	0	0	51,573	0	1,551,880	2,848,120
6 高原俊彦	4,200,000	543,150	0	1,978,997	0	0	0	74,178	501,618	119,050	0	3,216,993	983,007
7 三原誠介	4,200,000	639,065	65,500	1,829,419	0	0	0	79,848	569,295	309,209	0	3,492,336	707,664
合計	29,400,000	4,163,873	751,082	11,013,838	13,750	518,573	4,500	580,438	2,616,796	846,165	1,701,750	22,210,765	7,189,235

【公明党岡山県議団】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広聴広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 笹井茂智	4,200,000	867,856	215,050	519,216	0	0	0	275,665	287,879	133,275	0	2,298,941	1,901,059
2 増川英一	4,200,000	854,869	8,300	135,108	0	0	0	175,410	303,083	189,281	0	1,666,051	2,533,949
3 山田総一郎	4,200,000	1,002,724	3,000	0	0	0	0	215,768	424,111	189,548	0	1,835,151	2,364,849
4 畠山真明	4,200,000	874,749	45,870	911,254	0	0	0	296,268	396,422	37,658	0	2,562,221	1,637,779
5 高橋英士	4,200,000	900,879	0	189,216	0	0	0	353,096	289,732	182,128	0	1,915,051	2,284,949
合計	21,000,000	4,501,077	272,220	1,754,794	0	0	0	1,316,207	1,701,227	731,890	0	10,277,415	10,722,585

【日本共産党岡山県議会議員団】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広聴広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 氏平三穂子	4,200,000	1,914,246	4,000	1,056,969	30,380	0	0	163,988	420,000	27,535	0	3,617,088	582,912
2 森脇久紀	4,200,000	1,423,225	6,000	1,662,478	60,880	0	0	168,932	240,000	47,435	0	3,608,950	591,050
合計	8,400,000	3,337,471	10,000	2,719,447	91,260	0	0	332,890	660,000	74,970	0	7,226,038	1,173,962

【県民・緑】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広聴広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 住吉良久	4,200,000	204,787	1,750	1,442,709	0	40,178	0	96,309	90,789	455,053	492,500	2,824,075	1,375,925
合計	4,200,000	204,787	1,750	1,442,709	0	40,178	0	96,309	90,789	455,053	492,500	2,824,075	1,375,925

【無所属】

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広聴広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
1 若井たつこ	4,200,000	279,967	15,500	2,145,437	0	0	0	100,711	423,894	233,226	899,200	4,097,935	102,065
2 佐古信五	4,200,000	5,250	0	425,520	0	0	0	40,716	479,747	156,578	155,724	1,263,535	2,936,465
合計	8,400,000	285,217	15,500	2,570,957	0	0	0	141,427	903,641	389,804	1,054,924	5,361,470	3,038,530

議員名	交付金額	①調査研究費	②研修費	③広聴広報費	④要請陳情等活動費	⑤会議費	⑥資料作成費	⑦資料購入費	⑧事務所費	⑨事務費	⑩人件費	支出金額合計	返還金額
総計 (54名)	226,800,000	36,729,422	2,860,001	48,782,138	847,068	4,083,939	2,120,474	8,560,487	26,042,371	14,750,875	41,708,870	186,485,645	40,314,355